

今回のテーマ「福岡県における緊急事態措置」について

福岡県外国人材受入対策協議会の事務局より、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置について1月15日に情報提供がありました。

多言語版（別紙）は、技能実習生の皆さんへの周知にご活用ください。

多言語：英語・中国語・ベトナム語・タイ語・やさしい日本語 他

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置について

本日、本県が国の緊急事態宣言の対象区域に加えられました。これを受け、県の新型コロナ対策本部を開催し、県民の皆さま及び事業者の皆さまに要請する緊急事態措置について決定しました。

○措置を講ずる区域と期間 区域：県内全域

期間：1月14日（木曜日）0時から2月7日（日曜日）24時まで

○県民の皆さまへの要請 特措法45条1項に基づき、昼夜を問わず、不要不急の外出・移動の自粛をお願いします。特に20時以降は徹底してください。

なお、通院や食料・生活必需品の買い出し、職場への出勤、運動や散歩など生活や健康の維持に必要な場合は除きます。

引き続き、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染対策の徹底をお願いします。

県民の皆さまへのお願い
(特措法45条1項に基づく要請)

**不要不急の
外出・移動の自粛**
(特に20時以降は徹底)

※生活や健康の維持に必要な場合を除く